

江戸川区客引き行為等の防止に関する条例

(令和8年4月1日施行)

条例により区内全域の公共の場所で

客引き行為は禁止になります

規制となる違反行為

1.客引き行為

2.勧誘行為

3.客待ち行為
勧誘待ち行為

4.客引きを受けた
受け入れ行為



違反行為をした場合には指導及び警告を行います

【客引き行為等防止重点地区（裏面参照）で客引き行為を行った場合】

警告に従わなかった場合等は、

5万円以下の過料 や 氏名・住所等の公表をする場合があります。

違反者及び客引き行為等をさせた店舗等が罰則の対象です（両罰規定）

ただし、次の行為はこの条例による規制の対象とはなりません

- 道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシを配る行為
ただし、これらの行為であっても、客となるよう誘った場合は客引き行為に該当します
- 店舗から不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける行為

江戸川区危機管理部地域防犯防災課防犯防災係

江戸川区客引き行為等防止重点地区

小岩地区 西小岩1丁目、南小岩6丁目、南小岩7丁目、南小岩8丁目



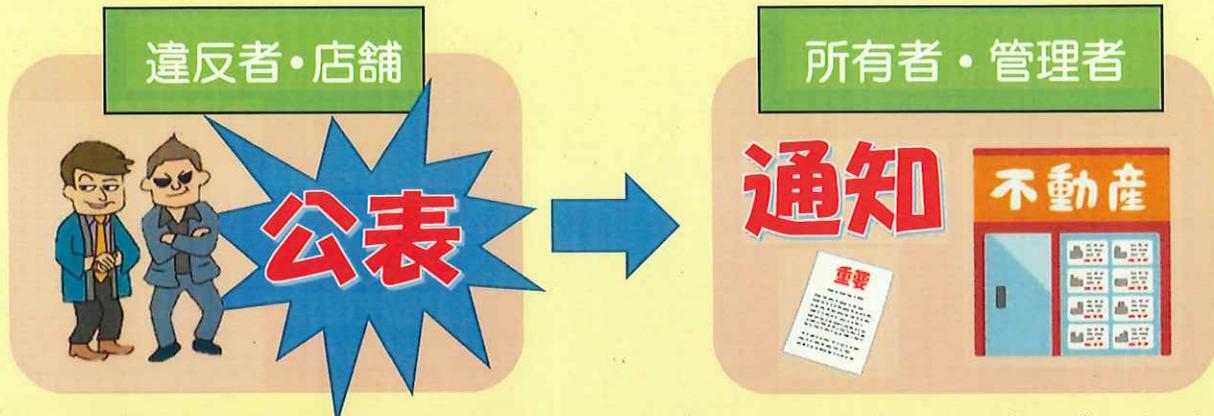
葛西地区 葛西駅周辺：中葛西3丁目 中葛西5丁目 東葛西5丁目 東葛西6丁目
西葛西駅周辺：西葛西3丁目、西葛西5丁目、西葛西6丁目



客引き行為等は客引き行為等防止重点地区だけでなく
江戸川区全域で禁止です

客引き対策に ご協力をお願いします

令和8年4月より江戸川区客引き行為等防止に関する条例が施行となり、区では客引き行為等に対し「指導」「警告」「(氏名、店舗名等の)公表」「過料」等の措置を段階的に実施していきます。



店舗の**所有者**や**管理者**へ違反により公表となった旨の**通知**がされます。

お願いしたいこと

【契約内容に関すること】

- 違反行為が行われた場合に**契約の解除ができる**旨を定める。
- **違反行為(客引き行為等)をしない**旨を定める。

【違反行為があった場合】

- 契約に基づき、**退去を求め**る。

【条例一部抜粋】

(店舗等場所提供者の措置)

第十四条 区内に所在する建物を他人に提供する者(転貸する者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。以下同じ。)の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を定めること。
- 二 当該提供に係る契約において、当該契約に係る建物が飲食店等の用に供され、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

(契約の解除等)

第十五条 重点地区に所在する建物を他人に提供する者は、前条第二号に掲げる措置を講じている場合において、第十一条の規定による通知を受けたときは、当該提供に係る契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをするよう努めるものとする。